

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和3年年 6月 27日

滋賀県知事 殿

提出者

住 所 大阪府大阪市福島区福島6-20-12abcdビル3階

氏 名 トヨタT&S建設株式会社 大阪支社長 田渕 博也  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6458-0333

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	トヨタT&S建設株式会社 大阪支社
事業場の所在地	大阪府大阪市福島区福島6-20-12 abcdビル3階
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 5,002百万円
③従業員数	22名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり
	排出量	
	(これまでに実施した取組)	
コンクリートガラを粉砕し、場内リサイクルに努めた 分別を徹底し、混合物を減らし再資源化できるよう努めた 梱包材を極力簡易化し、現場へ納品させる（紙類削減）		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり
	排出量	
	(今後実施する予定の取組)	
I S O 14001管理体制による分別の徹底 産業廃棄物の3Rの適正処理の推進 資材管理を徹底し、余剰材の発生を抑制する		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) I S O 14001管理体制による分別の徹底 産業廃棄物の3Rの適正処理の推進 資材管理を徹底し、余剰材の発生を抑制する
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) I S O 14001管理体制による分別の徹底 産業廃棄物の3Rの適正処理の推進 新規入場時での現場内規則の徹底

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
（これまでに実施した取組）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子マニフェスト交付を推進するため、電子マニフェスト導入の協力会社へ優先的に委託している</li> <li>・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る</li> </ul>			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
現状の取り組みを維持する他、下記に取り組む ・可能な限り優良認定処理業者へ処理を委託する ・混合廃棄物等も選別し再資源化できるものは協力会社へ指示を徹底する			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の種類と排出量	汚泥		石膏ボード		コンクリートがら		アスコンがら		管理型建設混合廃棄物		がれき類(石綿含有)												
	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																							
排出量	27.5 t	22.0 t	4.5 t	3.6 t	1,130.0 t	904.0 t	128.0 t	102.4 t	259.0 t	207.2 t	10.4 t	8.3 t											
これまでに実施した取組	コンクリートガラを粉砕し、場内リサイクルに努めた 分別を徹底し、混合物を減らし再資源できるように努めた 梱包材を極力簡易化し、現場へ納品させる																						
今後実施する予定の取組	ISO14001管理体制による分別の徹底 産業廃棄物の3Rの適正処理の推進 資材管理を徹底し、余剰材の発生を抑制する																						
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項																							
自ら再生利用を行った(行う)産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
これまでに実施した取組																							
今後実施する予定の取組																							
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項																							
自ら熱回収を行った(行う)産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自ら中間処理により減量した(する)産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
これまでに実施した取組																							
今後実施する予定の取組																							
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項																							
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
これまでに実施した取組																							
今後実施する予定の取組																							
産業廃棄物の処理の委託に関する事項																							
全処理委託量	27.5 t	22.0 t	4.5 t	3.6 t	1,130.0 t	904.0 t	128.0 t	102.4 t	259.0 t	207.2 t	10.4 t	8.3 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	
優良認定処理業者への処理委託量																							
再生利用業者への処理委託量	27.5 t	22.0 t	4.5 t	3.6 t	1,130.0 t	904.0 t	128.0 t	102.4 t	259.0 t	207.2 t	10.4 t	8.3 t											
認定熱回収業者への処理委託量																							
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量																							
これまでに実施した取組	電子マニフェスト交付を推進するため、電子マニフェスト導入の協力会社へ優先的に委託している 可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る																						
今後実施する予定の取組	上記現状の取り組みを維持する他、下記に取り組む 可能な限り優良認定処理業者へ処理を委託する 混合廃棄物等も選別し再資源化できるものは協力会社へ指示を徹底する																						

## 別添 1 処理工程図

### ◆建設工事（建築工事・解体工事）

廃プラスチック類	→ 中間処分業者に委託し、再資源化
紙くず	→ 中間処理業者に委託し、製紙や燃料用の材料として再利用
木くず	→ 中間処理業者に委託し、チップ化し再資源化
金属くず	→ 中間処理業者に委託し、再生破碎し再資源化
ガラス陶磁器くず	→ 中間処理業者に委託し、路盤材等として再資源化
廃油	→ 中間処理業者に委託し、再利用できる廃油は再生重油として再資源化できないものは焼却処分
廃石膏ボード	→ 中間処理業者に委託し、再生石膏等として再資源化
がれき類	→ 再生利用業者に委託し、再生碎石や再生路盤材として再資源化
コンクリート・アスコンがら	→ 再生利用業者に委託し、再生碎石として再資源化
汚泥	→ 中間処理業者に委託し、再生改良土や再生路盤材として再資源化
建設混合廃棄物	→ 中間処理業者に委託し、選別・粉碎処理し、再利用できるものは再資源化再生利用し、できないものは安定型・管理型最終処分場に埋立
石綿含有廃棄物	→ 最終処分業者に委託し、安定型・管理型処分場に埋立



## 別添2 管理体制図

